

# **雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案概要(雇用調整助成金の特例)**

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

### 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主（以下「新型コロナウイルス感染症関係事業主」という。）に対し、雇用維持の支援を図るため、雇用調整助成金制度の特例措置を講ずることを内容とする雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）の改正を行う。

### 2. 改正の概要

- ① 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、
- (ア) 令和3年5月1日から同年12月31日までの期間中の休業等については、1日当たり支給上限額を13,500円、助成率を2/3（中小企業にあつては4/5）
  - (イ) 令和4年1月1日から同年2月28日までの期間中の休業等については、1日当たり支給上限額を11,000円、助成率を2/3（中小企業にあつては4/5）
  - (ウ) 令和4年3月1日から同年3月31日までの期間中の休業等については、1日当たり支給上限額を9,000円、助成率を2/3（中小企業にあつては4/5）
- とし、当該事業主が(ア)については令和2年1月24日以降、(イ)、(ウ)については令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合には、助成率を3/4（中小企業にあつては9/10）とする。

- ② 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、地域特例（※1）及び業況特例（※2）の対象となる期間を令和4年3月31日まで延長する。

（※1）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主に対する特例

※ まん延防止等重点措置を実施すべき区域においては、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象

※ 各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末までの休業等（令和4年3月31日までにに行ったものに限る。）に適用

（※2）特に業況が悪化しているものとして職業安定局長の定める要件に該当する事業主に対する特例

なお、（※1）及び（※2）の助成率は以下のとおり。

・ 1日当たり支給上限額：15,000円

・ 助成率：4/5

（令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合10/10）

- ③ 継続して雇用された期間が6か月未満の雇用保険被保険者についても助成することとする等の措置の適用対象を雇用調整助成金の対象期間の初日が令和2年1月24日から令和4年3月31日までの間にある場合に変更する。

- ④ 新型コロナウイルス感染症関係事業主が行った休業等について、支給上限日数に加えて支給を受けることができることとする期間を令和2年4月1日から令和4年3月31日までに変更する。

### 3. 根拠法令

雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号及び第2項

### 4. 施行期日等

公布日：令和3年12月上旬（予定）

施行期日：公布日

# 雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容(案)

## 雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

	令和3年 5月～12月	令和4年 1・2月	令和4年 3月
中小企業	原則的な措置 4/5(9/10) 13,500円	4/5(9/10) 11,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2) 4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置 2/3(3/4) 13,500円	2/3(3/4) 11,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※1) 業況特例(※2) 4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

## 休業支援金等

	令和3年 5月～12月	令和4年 1月～3月
中小企業	原則的な措置 8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5) 8割 11,000円	8割 11,000円
大企業(※4)	原則的な措置 8割 9,900円	8割 8,265円 (※6)
	地域特例(※5) 8割 11,000円	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。

に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。  
 ※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。  
 ※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。  
 (※2)令和3年12月までは、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国(※6)雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

なお、上限額については月単位での適用とする。  
 (例)5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象

の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。  
 (※3)【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。  
 【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

30%以上減少の全国(※6)の事業主。  
 なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間

の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。  
 (※3)【令和3年12月まで】原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。  
 【令和4年1月から】原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

# 緊急事態宣言に伴う新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の対応

- 令和2年度予算額（第3次補正まで）：雇用調整助成金 2兆7,849億円 緊急雇用安定助成金 2,482億円〔合計 3兆331億円〕
- 令和3年度予算額（令和2年度繰越額含む）：雇用調整助成金 1兆2,693億円 緊急雇用安定助成金 1,591億円〔合計 1兆4,283億円〕

通常時	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和3年5月1日～12月31日まで)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年1月1日～2月28日まで) (予定)	新型コロナウイルス感染症特例措置 (令和4年3月1日～3月31日まで) (予定)
経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	同左	同左
生産指標要件：3か月10%以上低下	生産指標要件を緩和：1か月5%以上低下	同左	同左
被保険者が対象	雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象 休業の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4) ※地域特例(注1)、業況特例の対象(注2) 中小・大企業4/5 (10/10)	同左	同左
休業の助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	休業・教育訓練の助成額の上限額 13,500円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円	同左	休業・教育訓練の助成額の上限額 9,000円 ※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 上限額 15,000円
計画届は事前提出	計画届の提出 撤廃	同左	同左
1年のワーキング期間が必要	ワーキング期間 撤廃	同左	同左
6か月以上の被保険者期間が必要	被保険者期間要件 撤廃	同左	同左
支給限度日数 1年100日、3年150日	同左 + 上記対象期間 (別枠扱い)	同左	同左
短時間一斉休業のみ	短時間休業要件 緩和 (一斉でなくても可)	同左	同左
休業規模要件：1/20(中小) 1/15(大企業)	休業規模要件：1/40(中小) 1/30(大企業)	同左	同左
残業相殺	残業相殺 停止	同左	同左
教育訓練が必要な被保険者に対する教育訓練	教育訓練の助成率 中小：4/5 (9/10) 大企業：2/3 (3/4)	同左	同左
助成率：2/3(中小) 1/2(大企業)	※地域特例(注1)、業況特例(注2)の対象 中小・大企業4/5 (10/10)	同左	同左
加算額：1,200円	加算額：2,400円(中小) 1,800円(大企業)	同左	同左
出向期間要件：3か月以上1年以内	出向期間要件：1か月以上1年以内	同左	同左

(参考) リーマンショック時の特例措置の主な内容 ※雇用保険被保険者のみ対象

- ・助成率：中小企業8/10 (解雇等なし9/10)、大企業2/3 (解雇等なし3/4)
- ・上限額：雇用保険の基本手当当日額の最高額 (現在8,265円)

※ 助成率における ( ) は、事業主が解雇等を行っていない場合の助成率(令和3年1月8日(令和3年5月1日から同年12月31日までの期間中に判定基礎期間の初日がある休業については令和2年1月24日)から判定基礎期間の末日までの間において労働者を解雇していない事業主である場合に適用)。

(注1) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、特措法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて特措法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主 (各区域における緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月未まで適用)

(注2) 特に業況が厳しい全国の事業主 (令和3年12月までの休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少。令和4年1月～3月の休業については、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前年同期比30%以上減少)。

## 雇用調整助成金の支給状況について

◆ 令和2年度決算額及び令和3年度財源確保額：4兆6,405億円（うち雇用調整助成金：4兆2,490億円、緊急雇用安定助成金：3,915億円）

	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（億円）	
	累計		累計		累計	
～7/9	-	4,040,362(941,988)	-	3,907,851(902,610)	-	39,296(2,789)
7/10～7/16	61,204(14,120)	4,101,566(956,108)	62,872(14,691)	3,970,723(917,301)	529(48)	39,826(2,837)
7/17～7/23	39,591(9,457)	4,141,157(965,565)	42,947(10,375)	4,013,670(927,676)	299(24)	40,125(2,861)
7/24～7/30	82,683(20,003)	4,223,840(985,568)	68,476(16,724)	4,082,146(944,400)	581(49)	40,706(2,910)
7/31～8/6	76,507(18,281)	4,300,347(1,033,849)	64,915(15,327)	4,147,061(959,727)	540(48)	41,246(2,958)
8/7～8/13	52,454(12,080)	4,352,801(1,015,929)	52,285(12,192)	4,199,346(971,919)	489(46)	41,734(3,003)
8/14～8/20	55,189(13,042)	4,407,990(1,028,971)	67,697(15,851)	4,267,043(987,770)	589(52)	42,324(3,056)
8/21～8/27	64,542(14,986)	4,472,532(1,043,957)	70,880(16,503)	4,337,923(1,004,273)	537(48)	42,861(3,103)
8/28～9/3	78,387(18,988)	4,550,919(1,062,945)	74,588(17,539)	4,412,511(1,021,812)	620(54)	43,481(3,157)
9/4～9/10	66,391(16,188)	4,617,310(1,079,133)	73,190(17,111)	4,485,701(1,038,923)	584(52)	44,065(3,209)
9/11～9/17	62,702(14,792)	4,680,012(1,093,925)	73,921(17,702)	4,559,622(1,056,625)	589(53)	44,654(3,262)
9/18～9/24	41,819(9,722)	4,721,831(1,103,647)	42,003(9,990)	4,601,625(1,066,615)	326(29)	44,981(3,291)
9/25～10/1	82,331(19,774)	4,804,162(1,123,421)	73,263(17,430)	4,674,888(1,084,045)	529(49)	45,509(3,340)
10/2～10/8	75,332(18,208)	4,879,494(1,141,629)	75,732(18,016)	4,750,620(1,102,061)	492(49)	46,002(3,389)
10/9～10/15	65,250(15,793)	4,944,744(1,157,422)	75,798(18,068)	4,826,418(1,120,129)	538(52)	46,540(3,442)
10/16～10/22	61,347(14,466)	5,006,091(1,171,888)	75,200(17,861)	4,901,618(1,137,990)	551(50)	47,091(3,491)
10/23～10/29	67,550(16,176)	5,073,641(1,188,064)	69,202(16,434)	4,970,820(1,154,424)	455(47)	47,546(3,538)
10/30～11/5	60,032(14,803)	5,133,673(1,202,867)	57,753(13,312)	5,028,573(1,167,736)	449(44)	47,995(3,583)
11/6～11/12	61,527(14,791)	5,195,200(1,217,658)	71,684(17,262)	5,100,257(1,184,998)	519(50)	48,514(3,633)
11/13～11/19	56,295(12,402)	5,251,495(1,230,060)	67,496(15,910)	5,167,753(1,200,908)	536(47)	49,050(3,679)
11/20～11/26	48,677(11,368)	5,300,172(1,241,428)	52,246(12,680)	5,219,999(1,213,588)	364(37)	49,414(3,716)
11/27～12/3	74,678	5,374,850	66,085	5,286,084	521	49,935
うち雇用調整助成金	57,135	4,115,879	49,755	4,056,166	473	46,170
うち緊急雇用安定助成金	17,543	1,258,971	16,330	1,229,918	48	3,764

注1) 全ての計数は緊急雇用安定助成金の実績を含む（最新の週を除き、緊急雇用安定助成金の実績は、括弧内で内数）令和元年度実績除く（支給決定1件、支給決定額93,114円）

注2) 財源確保に当たっては雇用勘定内における移流用等により事業実施に支障がないよう対応。

雇用情勢のデータについて

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
①有効求人倍率(倍)	2019年	1.64	1.62	1.63	1.62	1.61	1.61	1.60	1.59	1.58	1.57	1.55
	2020年	1.51	1.45	1.40	1.30	1.18	1.12	1.09	1.04	1.04	1.05	1.05
	2021年	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09	1.13	1.15	1.14	1.16	1.15	

②完全失業率(%)	2019年	2.5	2.4	2.5	2.4	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	2.2
	2020年	2.4	2.4	2.5	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0	3.1	3.0	3.0
	2021年	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0	2.9	2.8	2.8	2.7		

③完全失業者数(万人)	2019年	171	162	169	165	160	160	155	166	165	157	155
	2020年	164	166	170	176	192	192	196	204	207	215	210
	2021年	203	203	180	194	204	202	190	191	189	182	

④休業者数(役員を除く雇用者、15歳以上) 前年同月差(万人)	2019年	5	6	18	25	13	6	6	11	▲8	5	▲1
	2020年	4	16	25	353	217	62	14	1	30	14	20
	2021年	34 (38)	12 (28)	▲30 (▲5)	▲337 (16)	▲181 (36)	▲47 (15)	▲4 (10)	26 (27)	▲4 (26)	▲8 (6)	

⑤正規雇用労働者数 前年同月差(万人)	2019年	27	56	22	33	24	30	4	▲18	▲9	4	7
	2020年	42	44	67	63	▲1	30	52	38	48	9	21
	2021年	36 (78)	26 (70)	54 (121)	5 (68)	22 (21)	15 (45)	16 (68)	47 (85)	50 (98)	31 (40)	

※有効求人倍率、完全失業率、完全失業者数は季節調整値

※休業者数、正規雇用労働者数は原数値

※①は厚生労働省「職業安定業務統計」 ②～⑤は総務省「労働力調査」

※④、⑤中○は、前々年同月差(万人)